

## 日野市地域公共交通会議の設立について

### 趣旨、概要

当市は、市域中央部を一級河川の浅川が東西に横断し、市域北部の旧日野町と南部の旧七生村が合併し昭和 38 年に発足した、27 km<sup>2</sup>の市域と 17 万余の人口を持つ都市である。市内の鉄道交通機関は、市北部を東西に横断して J R 中央線が、南部を京王線が横断し、市東部を多摩都市モノレールが縦断しているが、地形的状況や基盤整備の経緯からそれらを連携する南北の交通網は未成熟であった。

そのような状況から、昭和 61 年に南北交通の連携と交通空白地域を解消するため、コミュニティバスの運行を開始し、以降平成 17 年までに 7 路線を運行し、また、市域南部の丘陵地で道路幅員が狭くコミュニティバスの運行できない地域については、平成 13 年から乗合のワゴンタクシーを運行し、現在 2 路線を運行している。これらの路線は、市役所、市立病院への足としての市民要望を反映するため、全 9 路線のうち 7 路線が市役所、市立病院を經由し、この区間では輸送力過剰となっており、より効率的な路線網、密度の検討が必要となっている。

また、近年、住民の高齢化が進み、市内全域で地域公共交通の更なる充実が求められており、特に昭和 40 年代に大規模な開発が行なわれた宅地造成地や比較的人口分布の疎な丘陵地で、このような状況に対応するために路線を再編し効率的な路線網の編成や、デマンド型など地域の状況にあった運行形態に転換することが課題となっている。

このような地域の実情、需要に応じた交通システムを考えていくため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会に、道路運送法に基づく地域公共交通会議の機能を付加し設置するものである。

### 検討事項

- (1) 地域公共交通総合連携計画の策定に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 日野市内連絡バス等、地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項